

福井県報

第 304 号
令和 6 年
6 月 25 日(火)
火曜日発行

— 目次 —

告示

(※は県例規集登載事項)

- 福井県知事許可漁業における制限措置および申請期間(三〇二・水産課)……………一
- 福井県知事管理漁獲可能量の変更(三〇三・同)……………二
- 福井県知事管理漁獲可能量の設定(三〇四・同)……………三
- 道路の区域の変更(三〇五、三〇六・道路保全課)……………四
- 道路の供用の開始(三〇七、三〇八・同)……………五
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(一乗
谷朝倉氏遺跡博物館)……………五
- 公安委員会規則
- ※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(四・交通企画課)……………八
- 公安委員会告示
- 遊泳者保護区域の指定(六三・地域指導課)……………九
- 正 誤
- 令和五年十一月二十一日福井県公告(土地改良区の役員の就任)……………一四

告示

福井県告示第302号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業および福井県漁業調整規則(令和2年福井県規則第56号。以下「規則」という。)第4条第1項各号に掲げる漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置および申請すべき期間を次のように定めたので公示する。

令和6年6月25日

福井県知事 杉本 達治

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

表1 法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業 (手操第1種漁業)	機船底びき網漁業	(略)	15トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	(略)	1月1日から6月30日まで および 9月1日から12月31日まで (11月1日から3月31日までおよび11月1日から12月31日までおよび11月1日から12月31日までおよび20時から0時までを除く。)	福井県に住所を置く者
		9(許可または起業の認可を受けている船舶の数: 9隻)					
小型機船底びき網漁業 (手操第2種漁業)	自家用え取網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	京都府に住所を置く者
小型機船底びき網漁業 (手操第3種漁業)	えびごぎ網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小型機船底びき網漁業 (手操第3種漁業)	なまごこぎ網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小型機船底びき網漁業 (手操第3種漁業)	なまこけた網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小型機船底びき網漁業 (手操第3種漁業)	貝けた網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表2 第4条第1項第9号に掲げるたこつば漁業

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格

たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	1月1日から12月31日まで	(略)
(略)	(略)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 30隻)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 7隻)	(略)	(略)
(略)	(略)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 24隻)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 7隻)	美浜町、若狭町、小浜市および大飯郡沖合	(略)
(略)	(略)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 7隻)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 7隻)	美浜町 (丹生地区) に住所を置く者	(略)
(略)	(略)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 7隻)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 7隻)	美浜町 (丹生地区) に住所を置く者	(略)

- 2 許可または起業の認可を申請すべき期間
- (1) 小型機船底びき網漁業のうち小型機船底びき網漁業 (手操第1種漁業)
令和6年7月1日から令和6年7月31日まで
- (2) たこつぼ漁業のうち、敦賀市、美浜町 (丹生地区) およびおおい町に住所を置く者
令和6年6月25日から令和6年7月24日まで

福井県告示第303号

漁業法 (昭和24年法律第267号。以下「法」という。) 第16条第1項の規定により、くろまぐろの令和6管理年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。) 知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年6月25日

福井県知事 杉本 達治

第1 くろまぐろ (小型魚)

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	24.8
福井県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業等	0.4

第2 くろまぐろ (大型魚)

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業	19.7
福井県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業等	0.4

福井県告示第304号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき、まさば、ごまさばおよびずわいがにの令和6管理年度(令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。)知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年6月25日

福井県知事 杉本 達治

第1 まさば対馬暖流系群およびごまさば東シナ海系群

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県まさば対馬暖流系群およびごまさば東シナ海系群沿岸漁業	現行水準

第2 ずわいがにに日本海系群A海域

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県ずわいがにに漁業	294

福井県告示第305号

一般国道416号の下記区間において、道路災害復旧工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和6年6月25日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	416号	新	勝山市野向町横倉97 字奥太山1番97から 勝山市野向町横倉97 字奥太山1番97まで	528 ～ 101.2	188
		旧	勝山市野向町横倉97 字奥太山1番51地先 から 勝山市野向町横倉97 字奥太山1番37まで	33.4 ～ 53.0	188

福井県告示第306号

一般国道416号の下記区間において、道路災害復旧工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和6年6月25日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道 416号		新	勝山市野向町横倉97 字奥太山1番98から 勝山市野向町横倉97 字奥太山1番102ま で	128 ～ 632	39.4
		旧	勝山市野向町横倉97 字奥太山1番92から 勝山市野向町横倉97 字奥太山1番74まで	128 ～ 328	39.4

福井県告示第307号

一般国道416号の下記区間において、道路災害復旧工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和6年6月25日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 416号		勝山市野向町横倉97 字奥太山1番97から 勝山市野向町横倉97 字奥太山1番97まで	令和6年 6月25日

福井県告示第308号

一般国道416号の下記区間において、道路災害復旧工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および奥越土木事務所において、令和6年6月25日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 416号		勝山市野向町横倉97 字奥太山1番98から 勝山市野向町横倉97 字奥太山1番102ま で	令和6年 6月25日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月25日

福井県知事 杉本 達治

- 一般競争入札に付する事項
 - 調達する物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
エネルギー分散型微小部蛍光X線分析装置購入（福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館）一式
 - 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
 - 納入期限
令和7年3月28日（金）
 - 納入場所
福井県福井市安波賀町4-10
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館分館
- 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは破

産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-2151

福井県福井市安波賀中島町8-10

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館

電話 0776-41-7700

(2) 入札説明書の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

(3) 契約条項を示す場所

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館

(4) 特定調達に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県福井市安波賀中島町8-10
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式）に、また、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては入札説明書別紙様式1に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

令和6年6月25日（火）から令和6年7月12日（金）17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。入札参加資格確認申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

〒910-2151

福井県福井市安波賀中島町8-10

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館

イ 提出方法

持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること。（提出期限内に必着）

(4) 資格申請

2に示す資格について、別に知事が行う審査により認定を受けていないものについては、9(6)に従い、開札の日時までに資格の認定を受けなければならない。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年8月5日（月）8時30分から17時まで

令和6年8月6日（火）8時30分から16時30分まで

- (3) 紙入札に係る入札書の提出先および提出方法
- ア 提出先
〒910-2151
福井県福井市安波賀中島町8-10
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
電話 0776-41-7700
- イ 提出方法
直接持参または郵送(簡易書留郵便とすること。)により提出すること。
- (4) 開札日時および開札場所
令和6年8月7日(水)10時
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
- 7 入札書に記載する金額
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引渡に要する一切の諸費用を含むものとする。
- 8 落札者の決定方法
この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 その他
- (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づき、指名停止の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
- ア 申請書の受付時期
福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- 10 Summary
- (1) Purchase of Energy dispersive micro X-ray fluorescence Analyzer for Fukui Prefectural Museum of Ichijodani Asakura Family Site
- (2) Date time of Bidding
10:00AM 7th August 2024
- (3) Period of Contract
From 9th August 2024 to 28th March 2025
- (4) Contact point for the notice
Fukui Prefectural Ichijodani Asakura Family Site Museum,
8-10, Abakanakajima-cho, Fukui City, Fukui Prefecture, 910-2151, Japan
TEL 0776-41-7700

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月二十五日

福井県公安委員会 委員長 奥井 隆

福井県公安委員会規則第四号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則(昭和四十三年福井県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(その他の自動車の積載の高さの制限)
第十三条の二 令第二十二條第三号ハの公安委員会が定める自動車は、次の表の上欄に掲げる路線のうち同表の下欄に定める区間の道路を通行する自動車とする。

(その他の自動車の積載の高さの制限)
第十三条の二 令第二十二條第三号ハの公安委員会が定める自動車は、次の表の上欄に掲げる路線のうち同表の下欄に定める区間の道路を通行する自動車とする。

路線名	区間
(略)	(略)
県道福井加賀線	(略)
県道福井加賀線	福井県福井市御幸四丁目二千三百十七から福井県福井市中央二丁目千一番一地先まで
県道丸岡川西線	(略)
(略)	(略)
県道小浜上中線	(略)
県道福井朝日武生線	福井県福井市中央二丁目千一番一地先から福井県福井市島寺町十七字六十一番まで
県道篠尾勝山線	(略)
(略)	(略)
福井市道和田岡保線	(略)
福井市七百五十七号線	福井県福井市島寺町十七字六十一番から福井県福井市風巻町二十九字十三番一まで
福井市道南部一―百二号線	(略)
(略)	(略)

路線名	区間
(略)	(略)
県道福井加賀線	(略)
県道丸岡川西線	(略)
(略)	(略)
県道小浜上中線	(略)
県道福井朝日武生線	福井県福井市みのり二丁目一番三から福井県福井市島寺町十七字四二まで
県道篠尾勝山線	(略)
(略)	(略)
福井市道和田岡保線	(略)
福井市七百五十七号線	福井県福井市島寺町九字七十一番から福井県福井市清水杉谷町十九字七番一まで
福井市道南部一―百二号線	(略)
(略)	(略)

2 (略)

2 (略)

附則
この規則は、令和六年七月一日から施行する。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第63号

福井県遊泳者の事故防止に関する条例（平成5年福井県条例第3号。以下「条例」といふ。）第10条第1項の規定に基づき、遊泳者保護区域を指定するので、条例第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年6月25日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 鷹巣海水浴場

(1) 海水浴場の名称
鷹巣海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所
鷹巣観光協会
会長 小玉征子

福井市浜住町1-3

内田昌樹 〃 浜住町4-23

宇野丘実子 〃 上野町9-44

林 友男 〃 和布町11-42-1

小西秀子 〃 免鳥町34-6-2

中田光子 〃 西二ツ屋町1-5

中村彰宏 〃 足羽2丁目9-10

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および福井南警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和6年7月10日から同年8月18日まで

2 浜地海水浴場

(1) 海水浴場の名称
浜地海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

浜地浜茶屋振興会

会長 坂田あずさ

福井市三国町浜地32-22

佐藤 肇 〃 〃 浜地35-4

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および坂井西警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和6年7月1日から同年8月31日まで

3 花城海水浴場

(1) 海水浴場の名称
花城海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所
花城有限責任事業組合
事務局 柳本忠康

敦賀市鞠川41-3-1

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和6年7月5日から同年9月28日まで

4 水島海水浴場

(1) 海水浴場の名称
水島海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所
色浜区
区長 古川 満

敦賀市色浜31-15

中川幸一 〃 浦底5-11

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月13日から同年9月1日まで
- 5 丹生白浜海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
丹生白浜海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
丹生区
区長 納谷昇治
三方郡美浜町丹生48-18
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月1日から同年8月31日まで
- 6 竹波海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
竹波海水浴場
竹波観光協会
会長 中島 学
三方郡美浜町竹波20-6
- 竹波区
区長 山本文昭
- 〃 〃 竹波14-1
- 伊藤次郎 〃 〃 竹波20-3
- 中村治正 〃 〃 竹波19-49
- 土田芳春 〃 〃 竹波19-12-8
- 伊藤信久 敦賀市栄新町10-12
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月4日から同年9月1日まで

- 7 水晶浜海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
水晶浜海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
竹波観光協会
会長 中島 学
三方郡美浜町竹波20-4
- 竹波区
区長 山本文昭
- 〃 〃 竹波14-1
- 伊藤修二 〃 〃 竹波23-4
- 田中 光 〃 〃 竹波20-15
- 中村裕也 〃 〃 竹波19-51
- 知場昌広 敦賀市木崎12-17-1
- 高橋健一 敦賀市昭和町2丁目10-1
- 水晶浜駐車場運営委員会
委員長 伊藤信久
〃 〃 栄新町10-12
- 濱野吉男 三方郡美浜町竹波20-2
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月4日から同年9月1日まで
- 8 菅浜海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
菅浜海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
菅浜区
区長 藤田 悟
三方郡美浜町菅浜92-7
- 菅浜生活協同組合
理事長 武田道夫
〃 〃 菅浜92-29

- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月1日から同年8月31日まで
- 9 ギイヤ浜海水浴場
 - (1) 海水浴場の名称
ギイヤ浜海水浴場
 - (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
菅浜区 区長 藤田 悟
三方郡美浜町菅浜92-7
ギイヤ浜支配人
井上竜司 大阪市旭区赤川1-11-8
 - (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
 - (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月1日から同年8月31日まで
- 10 気比の松原海水浴場
 - (1) 海水浴場の名称
気比の松原海水浴場
 - (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
一般社団法人敦賀観光協会
会長 池田裕太郎
敦賀市神楽町1丁目1-5
 - (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。
 - (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月13日から同年8月18日まで
- 11 矢代海水浴場

- (1) 海水浴場の名称
矢代海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
矢代観光協会
会長 栗駒正一
小浜市矢代11-15
池端孫勝 “ 矢代4-38
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月1日から同年8月31日まで
- 12 若狭鯉川シーサイドパーク
 - (1) 海水浴場の名称
若狭鯉川シーサイドパーク
 - (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
小浜市 市長 松崎晃治
小浜市大手町6-3
社会福祉法人つぐみ福祉会小浜事業所
理事長 天谷泰公
小浜市加斗56-61-1
 - (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
 - (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年6月26日から同年8月31日まで
- 13 人魚の浜海水浴場
 - (1) 海水浴場の名称
人魚の浜海水浴場
 - (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
小浜市

- 市長 松崎晃治
小浜市大手町6-3
- 小浜地区区長会
会長 尾上彰一
〃 小浜鹿島50-1
- 伸びゆく西部をつくる会
会長 中島福則
〃 小浜白鳥1
藤井研治 〃 日吉79
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月2日から同年8月31日まで
- 1 4 犬熊海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
犬熊海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
犬熊観光協会
代表 西川寿宏
小浜市犬熊12-6
上亟幸一 〃 犬熊16-13
浜本富士子 〃 犬熊16-3
浜岸宗嗣 〃 犬熊16-4
西川正美 〃 犬熊13-8
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月1日から同年8月25日まで
- 1 5 西小川海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
西小川海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所

- 氏名 住所
西小川観光協会
会長 中島一男
小浜市西小川9-23
- 瀬戸清太郎 〃 西小川9-21
角谷幸夫 〃 西小川9-22
中山隆弘 〃 西小川6-2
仲村 工 〃 西小川9-9
村上美良 〃 西小川9-7
川代宣行 〃 西小川9-11
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月5日から同年8月30日まで
- 1 6 阿納海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
阿納海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
阿納観光協会
会長 中川 勝
小浜市阿納11-18
小町孝雄 〃 阿納10-16
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月8日から同年8月26日まで
- 1 7 若宮海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
若宮海水浴場
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏名 住所
若宮海浜組合

組合長 濱瀬満博

大飯郡高浜町事代1-71

高浜町

町長 野瀬 豊

宮崎86-23-2

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和6年7月6日から同年8月18日まで

18 はまなすパーク海水浴場

(1) 海水浴場の名称

はまなすパーク海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

はまなすパーク管理組合

組合長 吉田正人

大飯郡高浜町東三松5-12

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和6年7月6日から同年8月18日まで

19 えびす浜パーク海水浴場

(1) 海水浴場の名称

えびす浜パーク海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

えびす浜パーク管理組合

組合長 山口 博

大飯郡高浜町西三松2-7-1

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和6年7月6日から同年8月18日まで

20 若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴場

(1) 海水浴場の名称

若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

一般社団法人若狭高浜観光協会

会長 村宮嘉彦

大飯郡高浜町宮崎77-1-8

福井信次 〃 〃 和田136-5-1

小幡憲仁 〃 〃 青戸3-1-25

桜木 秀 〃 〃 和田128-23-4

細田直彦 〃 〃 和田104-5-14

福井唯人 〃 〃 和田135-4-2

大西健次郎 〃 〃 和田111-12

大西絵美 〃 〃 和田105-2-4

福井啓道 〃 〃 和田122-41-4

小幡 稔 〃 〃 和田127-43

岡本真斉 〃 〃 青戸3-1-62

櫻木幸穂 〃 〃 和田127-46

山根あい子 〃 〃 和田128-2-2

高岸康佳 〃 〃 和田127-35-1

関 篤雄 〃 〃 和田128-2-4

小松政春 〃 〃 和田126-35-3

岸野一男 〃 〃 青戸1-1-38

今井俊吾 〃 〃 和田110-26-3

絵馬嘉則 〃 〃 青戸1-1-57

松井 弘 〃 〃 和田126-38

関 茂信 〃 〃 和田128-2-4

大下裕義 〃 〃 子生15-3

勝見美津子 〃 〃 和田120-16-2

白浜海浜組合

組合長 松岡明雄

〃 〃 〃 蘭部54-28

岸本敏弘 〃 〃 〃 蘭部61-5

山口仁悦 〃 〃 〃 紫水ヶ丘1-1-47

奥東安美 〃 〃 蘭部51-30
岩滝宏二 〃 〃 宮崎87-14-56

鳥居浜海浜組合
組合長 十一家 均
〃 〃 畑11-9-3-11

高浜町
町長 野瀬 豊
〃 〃 宮崎86-23-2
尾玉久佳 〃 〃 立石18-3
臼井弘明 〃 〃 宮崎72-22-7

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月6日から同年8月18日まで

2 1 志積海水浴場

(1) 海水浴場の名称
志積海水浴場
(2) 海水浴場開設者の氏名および住所
氏 名 住 所
志積観光協会
会長 西川 徹

小浜市志積15-6

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域
遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域指導課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
(4) 遊泳者保護区域として指定する期間
令和6年7月1日から同年8月20日まで

附 則

令和5年11月21日福井県公告（土地改良区の役員の就任）

ページ	段 行	誤	正
5	1 18	〃 皆川 恭英 福井市二上町9-18	監事 皆川 恭英 福井市二上町9-18

5

1

19

監事

河合

良伯

福井市曾万布町9-44

〃

河合

良伯

福井市曾万布町9-44

令和六年六月二十五日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県